

講 演

戦争と平和 — 国際法、国際政治、歴史の視点から —

東京大学名誉教授 大 沼 保 昭

戦争と平和：国際法の目的

本日は、はじめに簡単に全体像をお話しした後に、戦争と法、戦争と国際法、現代国際社会の戦争への対応、21世紀の戦争と平和、不条理の世界と国際法という形でお話をします。

まず、「戦争と平和」ということを少し皆さん考えてみてください。なぜ「戦争と平和」であって、「平和と戦争」ではないのでしょうか。大事なのは平和であって、大事なものの順番からいえば「平和と戦争」です。トルストイの名著は『戦争と平和』ですし、国際法の父といわれるフーゴー・グロティウスというオランダの有名な学者の著書は『戦争と平和の法』という題名です。

このように、我々が平和について語るときは、つい「戦争と平和」というように語ります。なぜか。これは心理学者や歴史学者、思想史学者がいろいろな回答を与えてくれるかもしれません。

恐らく一つの理由は、これはグロティウス自身が言っていることですが、戦争という極めて悲惨であってはならないことが実際には起こってしまう、頻繁に起こる、それをいかに克服して平和にもっていくかということが、人類の課題であり続けていた、だから戦争があつて、それを克服するものとして平和を考える、そのような順序なのかと思います。

国際法も、まさにそこに存在理由があります。国際法は、近代のヨーロッパ

に生まれました。17世紀から18世紀にかけて、ヨーロッパでその法の形態が生まれてきて、19世紀にヨーロッパ世界が全世界にその勢力を拡大して、いわば世界中がヨーロッパ化しました。ヨーロッパ諸国が世界に植民地をひろげ、そしてヨーロッパ文明が世界文明となっていく。そのような中で、ヨーロッパで生まれた国際法は、ヨーロッパ国際法から世界の国際法へ変わりました。

ヨーロッパ国際法の最初の最も重要な課題は、いかに戦争を克服して平和を確保するかです。今日の国際法はいろいろな分野を持ち、様々な課題がありますが、戦争をいかに防止し、起こってしまった戦争の惨禍をいかに極小化して、そしてそれを終結に持っていか、その後確立した平和をいかに持続させるか、これが国際法の最も重要な一貫した課題です。

人間どうしが生きていく社会において、争いは常にあります。自分と他人がいて、自分と他人はそれぞれ違う存在で、欲望も違えば価値観も違います。仮に欲望や利益、価値観が同じだとしても、それを理解する能力が十分でなければ、共通の理解は認識できません。そこで解釈の違いが起こって争いが起きます。歴史上争いのない社会はないわけで、争いは人間にとって不可避のものです。その中で、国家間の武力紛争が戦争です。国家内でも武力紛争はあって、それが内戦というものです。

社会があるところに争いがあって、社会があるところに法があります。争いがあるから、争いを防ぐために法、規範があります。日本国にも当然さまざまな法律があります。人間と人間が共に生きていく、社会の中で共通の利益をできるだけ認識して、その共通の利益を大きくして、そして争いを最小化するために、法というものが最後の歯止めとしてあるわけです。

争いをなくす、争いを緩和するのは、もちろん法だけではありません。人に対する愛情、共感、同情の心、あるいはそのような共感や同情、寛容の心を育む宗教、あるいは学校教育があります。それから、人間は貧しくなって切羽詰まってくると盗みや詐欺をすることがしばしば起こりますから、経済的に豊かな環境をつくることも、争いを防ぐのに大事なことです。

このように、経済も宗教も教育も、全てが争いというものをできるだけ起こらないようにして、そして起こってしまった争いをできるだけ平穩に解決す

る、そのために人間が生み出した知恵であり、歴史的にわれわれが先祖代々受け継いできたものです。

人類は悠久の文明の中で、争いを最小化して人間の尊厳を守るため、さまざまな道具、思想、社会的な制度を発展させてきました。皮肉なことに、人間の努力というものは、しばしば常にそれが善をもたらすとは限りません。そのことがかえって悪をもたらすという逆説というものが人生の中には必ずあります。

人間がさまざまな努力を払って戦争を防止しよう、戦争の惨害をできるだけ少なくしようとしてきたことが、かえってマイナスになる、その一つの例がホブズの『リヴァイアサン』というものです。

近代国際法を生んだ一つのきっかけは、ヨーロッパの宗教戦争です。ヨーロッパの前近代から近代にかけて宗教改革が行われて、それをきっかけとして宗教戦争がさまざまなところで発生しました。宗教は人間のその生存と来世の救済に関するものですから、宗教戦争は非常に真剣な戦いになって、時として極めて残酷で悲惨なものになります。

ヨーロッパの宗教戦争はまさにそうです。特に1618年から48年の三十年戦争といわれる宗教戦争は、極めて悲惨な戦いでした。そのような中で、ホブズというイギリスの哲学者は、この非常に悲惨な状況をどう克服するかということを考え抜いて、国家に全権を与えて、そして人々の行動を制約して、その国家の下で平和を確保するという、そのような非常に素晴らしい理論を打ち立てました。これが『リヴァイアサン』という著作です。

内戦はある程度ヨーロッパで収まりました。国民国家ができて、内戦は克服されて、平和が国内的に確立しました。これは大変な善であり、一つの到達点です。しかし、ここにマイナスが生じました。ホブズの社会契約論は、国内の対立、争いをいかに克服して平和を国内的に確立するかということに全身全霊を注いで構築した理論です。しかし、国家は一つだけではありません。複数の国があると、国家対国家の争いは残ります。逆に、国内が平和になって、国家が非常に強大な力を持つようになったため、国家間戦争が非常に悲惨なものになりました。

もう一つ、ヨーロッパの近代は非常に優れた科学技術文明の時代でもあります。ヨーロッパの生んだ科学技術の発展は、人類へさまざまな福をもたらしました。ところが、核弾頭やミサイル、潜水艦をつくるのも科学技術です。戦争になれば、以前は、槍と刀で戦っていた人たちが、鉄砲を撃つようになり、機関銃を撃つようになり、大砲を撃ちあいます。戦車が出てくる、飛行機が爆撃をするというようになり、第2次世界大戦では核兵器がつくられ、科学技術の進歩が逆に戦争の悲惨さを増すわけです。このように、科学技術の発展と共に戦争が大規模化して、かえって残虐なものになっていったという面があります。

戦争は人間のさまざまな、争いの中の最悪の形態です。国家間が戦うようになると、その殺し合いは何千万人のレベルになります。戦争は、歴史的に、争いの極端な形態であると同時に、争いに決着をつけるためのものでもありました。国家間で、外交交渉で決着がつかないときは戦争で決着をつけようという、そのような時代でした。

かつて、ドイツにクラウゼヴィッツという有名な軍事思想家がいました。彼の戦争の定義は非常に有名です。「戦争とは他の手段をもってする政治の継続である」というものです。戦争は政治である、政治の延長である、というのが彼の考え方で、戦争は一方で紛争の極限形態でありながら、他方で紛争を解決する手段でもある、それが19世紀から20世紀初頭のヨーロッパの考え方でした。

戦争と国際法

国際法の父といわれるフーゴー・グロティウスは、宗教戦争の真ただ中で『戦争と平和の法』を書きました。当時、ヨーロッパ人はキリスト教の解釈で争っていたとはいえ、ほとんどのヨーロッパ人は敬虔なキリスト教信者であり、キリスト教の道德、キリスト教の倫理が、ヨーロッパ人の共通の規範でした。その時代の中で、グロティウスの『戦争と平和の法』の具体的な内容は、非常にキリスト教の道德と一致します。だから、グロティウスが説いた自然法

論は、ヨーロッパ人にとってとても受け入れやすいもの、キリスト教倫理に非常に深く根ざしていた法でした。

ところが、宗教戦争が進み、ホッブスの『リヴァイアサン』などが出てきて、いわば政教分離、宗教と世俗を分離する、ヨーロッパ社会がだんだん世俗化していく、キリスト教の影響力が衰えていくということになります。

そして、グロティウスが説いたキリスト教倫理を根底に持つ自然法論は、だんだん衰退していくことになります。自然法的な正戦論が19世紀になるとだんだん衰退してきて、19世紀から20世紀初頭には正戦論から無差別戦争観へという時代になってきます。

この時代のヨーロッパは、国家が主権国家として非常に強大な力を持って、ナショナリズムというものが人々の心を捉えていました。同時に、思想だけではなく、実際の政治の場面でも、ドイツの国民国家統一、イタリアの国民国家統一が起り、さらに20世紀初頭にかけては、それが東ヨーロッパにも及んで、植民地のアジア、アフリカにもそのようなナショナリズムの影響が及び、どんどん国家が強まってきて、国家の意味、国家の存在理由が強調されてきました。

この時代は、国家政策の手段として国家は外交と戦争という二つの道具を持っている、外交でうまくいかないときは、政策の一環として、エリートがコントロールして戦争をして、少し戦ってある程度のところでエリート同士が話し合いをつけて戦争をやめていけばいいだろうと、そのような考え方がヨーロッパでは支配的でした。当時のヨーロッパは非常に強大であって、日本やアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、全ての国に影響を及ぼしていましたから、日本や他の国々もそのような思想を受け入れたわけです。

1914年、サラエボ事件をきっかけとして第1次世界大戦が起りました。これは史上初の世界戦争でした。この第1次世界大戦が始まったときのヨーロッパの政治指導者の意識は今までの伝統的な戦争観で、国家政策の一環として、外交でうまくいかなかったら戦争をやって、それである程度コントロールしながら適当なところでやめて、また平和に回復すればいいという意識が一般的でした。

ところが、時代が変わってしまいました。まず、当時の科学技術の発達によって、戦争で死ぬ、あるいは負傷する人たちの数が桁違いに増えました。それから、科学技術の発展が、この時代にマスメディアの飛躍的な増大を生みました。新聞やラジオなどで、戦場の様子が一般民衆のところに届きます。何万人死んだ、何十万人死んだ、相手方はわれわれの兵隊を虐殺したというような話が、ありとあらゆる民衆レベルに届いていきます。これによって、相手方に対する大変な憎悪が全国民レベルで広まっていきます。

そうすると、エリートの政治指導者が、潮どきだからこの辺で講和をして休戦協定を結んで、政策のレベルで手打ちをしようと思っても、自分の夫や息子が殺された憎き敵に対して、お互いに妥協して休戦協定を結ぶなどということは国民が許しません。そのような強度の対敵憎悪観に凝り固まった大衆レベルの力で、戦争はどんどん長引いていきます。長引けば長引くほど犠牲は増えません。最初は数カ月で終わると政治指導者が思っていた第1次世界大戦は、何と4年以上もかかってしまいました。膨大な犠牲者を出して、第1次世界大戦はアメリカ合衆国が参戦することでようやく終結を迎えました。

ここで、さすがのヨーロッパの政治指導者たちも、もう戦争は政策の手段ではない、自分たちのコントロールをもう越えてしまっている、というような思いを深くしたわけです。

アメリカ合衆国は比較的参戦した時期も遅く、被害は少なかったのですが、アメリカ合衆国はそもそもヨーロッパの戦争には立ち入らない、関与しないというのに、無理やり参加させられたという思いがあり、アメリカの若者がヨーロッパ戦線という本国と関係ないところで殺されたという思いもあって、第1次世界大戦後に戦争の違法化運動が非常に広範囲にアメリカで起こりました。

戦争はもはや違法である、法上の制度ではなく、法の保護を与えてはならない、そのようなアウトローリー・オブ・ウォー・ムーブメント (the Outlawry of War Movement) が非常に大規模に展開されて、これが1928年不戦条約に結実しました。

「締約国は国際紛争解決のため、戦争に訴えることを非とし、かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人

民の名において厳粛に宣言する」これが不戦条約第1条です。つまり、国家の政策の手段として、外交と同じレベルで戦争が行われて紛争を解決する、そのような考え方を不戦条約は正面から否定しました。戦争というものを一般的に非とし、戦争に訴えることを非とする、これは違法とする、ということをはっきりとしました。

憲法第9条は、この不戦条約を明らかに意識してつくられています。さらに国連憲章は第2条4項で、「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するもの、また国連の目的と両立しない他のいかなる方法によるものもつつまなければならない」としています。

不戦条約にもかかわらず第2次世界大戦が起こってしまったわけですが、第1次世界大戦よりもさらに悲惨だった第2次世界大戦を踏まえて、国連憲章は1945年この第2条4項で、戦争放棄をより徹底して、武力による威嚇または武力の行使、つまり戦争よりもさらに広い概念で、国家間の武力行使を認めないという体制をつくりました。法は制裁によってその実効性を担保します。法はあくまで規範であり、事実ではありませんから、法を守る人もいれば守らない人もいます。戦争、武力行使を禁ずる国際法も、さまざまな制裁によってこれを担保しようとしています。それが国際連合の集団安全保障、集団的強制措置のメカニズムといわれるものです。

非軍事的な措置、つまり経済制裁や外交関係、運輸、輸出入関係の断絶、スポーツや文化交流などを禁止します。経済制裁は、貧しい人も含め国民全体に対して物資が不足しますから、むしろ指導者に対して刑事責任を追究する国際刑事裁判所などを設置して、戦争あるいは残虐行為をした者に対して刑事責任を追究します。

最終的には軍事的措置を取ります。残念ながら、本来の軍事的措置は、国連設立以来、一度も実施されたことはありません。安全保障理事会の、常任理事国の5大国の利害が対立して、国連の本来の国連軍ができないからです。これまで行われた軍事的な制裁措置に近いものは、多くの場合、本来の国連憲章の規定ではない多国籍軍で、国連の安全保障理事会が軍事行動を認めて、それに

対して軍隊を出す国々が共に戦うという形を取っています。あるいは、国連の平和維持活動＝PKOです。そのような形の国連憲章上認められてはいるけれども、本来の常設的に考えられた国連軍ではない形で、これまで対応されてきました。

第2次世界大戦後の国連体制の下で、武力行使は一般的に禁止され、違法とされています。違法な戦争を行った国、武力行使をした国には制裁が課せられるという建前が成立しました。そこで、唯一、残されている国家にとっての、武力行使の正当化根拠が自衛権の行使です。国連が違法行為を認定して、それに対して制裁をするのは、国連の安保理で審議をした上となり、ある程度、時間がかかります。ですから、そこまでのつなぎの間に国家の自衛権が認められていて、国家はその自衛権に基づいて一定の武力による反撃が許されます。「この憲章のいかなる規定も、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安保理が国際の平和と安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない」という規定があります。

他国が自国に対して攻撃してきたら、自国が武力をもってこれに反撃する、これはずっと古くから国家に認められていた固有の権利です。では、集団的自衛権とは一体どのような権利でしょうか。これは変な権利でして、他国への武力攻撃を自国への攻撃と見なして、被攻撃国を防衛する権利であるということです。

日本の安保法制の議論で問題になったのはどのようなことかということ、日本とアメリカは日米安全保障条約を結んでいます。日本が攻撃された場合、日本は専守防衛で他国を攻撃することはできないから、日本はもっぱら守る、他国への反撃はアメリカがやってくれる、それが日米安全保障条約の規定です。基本的にそのような形で日本はアメリカの圧倒的な軍事力の下に、日本の平和と安全を一定程度アメリカに委ねています。

アメリカにとっては、日本の軍事基地を使うということで、それはアメリカの非常に大きな利益ですから、そのアメリカの利益と日本が守ってもらうという利益のバランスがとれることで、日本とアメリカは相互に利益を共有しているという形で日米安全保障条約が成り立っています。

しかし、アメリカが攻撃されたときに日本の自衛隊はアメリカを守らないということであると、アメリカにとってこれは不公平ではないか、そのような国を守るという気は起こらないと言われても仕方ないのではないかという議論は、昔から日本とアメリカの関係者の間でありました。そのようなことから、日本の自公政権が、集団的自衛権を日本憲法9条は容認しているという形で安保法制をつくりました。他衛であって自衛ではないけれども、見なすという法的な工夫をすることで、これは自衛権であると言ってしまったわけです。

法というのはとても大事なものです。でも、法はフィクションだから、やはり変だと思うところはあります。集団的自衛権はまさにそのようなものです。他国が攻撃されているのに、自衛というのは無理があります。でも、それを認めないと、確かにアメリカは不公平だと思うかもしれないというのも納得はできるという部分もある、そのようなことがあります。

21世紀の戦争と平和

次は、21世紀の戦争と平和、不条理の世界と国際法というところです。

まず、国連体制の意義と限界です。戦後国際社会は、第2次世界大戦という甚大な犠牲を踏まえて、集団安全保障体制をつくりましたが、これまで本来の国連軍というものはできなくて、なかなかうまく機能してきませんでした。その理由として、安全保障理事会で常任理事国である5大国の全会一致がなかなかできないということだけではなく、集団安全保障というものが持っている本来的な限界があると私は思っています。

自国が攻撃されたわけでもないのに、第三国が攻撃された場合、例えばインドネシアが韓国を攻撃したら、それに対して日本や中国がインドネシアはけしからんと言って韓国を守るために軍事制裁に参加するでしょうか。あるいは、エジプトに対して南アフリカが攻撃したら、それに対して日本の自衛隊を出してエジプトを守ろうという気になれるでしょうか、ということです。

まず99パーセントの人は、なぜそのような遠くのところまで、日本と関係ない国に軍隊を出して守らなければならないのかと言います。理念からいえば、

南アフリカがエジプトを攻撃する、インドネシアが韓国を攻撃するというのは明らかに違法であり、阻止すべきことで、集団安全保障体制の理念は正しいものです。

しかし、現実のわれわれの意識がついていかなければ、いくら理念は正しくても、それは法として機能しません。だから、集団安全保障体制というのは、地球社会の一員であるという我々の意識が、現代とは比較にならないほど高まって、エジプトが南アフリカから攻撃されることは、日本が南アフリカから攻撃されることとほとんど同じだという意識になるくらいまで世界市民としての人類の一体性が高まらないと、恐らく法として全面的に機能することはないでしょう。それは恐らく今から何十年後、何百年後の話です。そこに至るまでの過程は、やはりなかなか遠く厳しいものがあります。

平和というものを単に戦争のない状態として考えるのではなく、人権や人間の尊厳、生命を守る、構造的暴力から我々の生存と尊厳を確保する、そのような積極的平和としての考え方が起こってきています。虐殺などが起こった場合には、国家が保護することができなければ、国際社会全体、つまり各国がこれを保護する責任があるという考え方です。

これは日本における平和の考え方とどのような関係を持つのか、日本において積極的平和というものをどう考えるべきか、この問題は皆さんに考えていただきたいことです。これまで日本は、日本の平和を守るために、憲法第9条を大事にすると言ってきました。日本の平和は、ある意味でいえば非常に利己的な平和主義です。

ワシントンにホロコースト記念博物館 (United States Holocaust Memorial Museum) があります。ここでは、ナチスドイツが行ったホロコースト、ユダヤ人虐殺の全貌を描き出しています。基本的なコンセプトは何かというと、我々はこの600万人の被害者を見殺しにしたのではないかと非常に痛切な問いです。

これにはアメリカの歴史があって、アメリカは1941年12月8日に日本によって真珠湾を攻撃されるまでは中立の立場にいました。アメリカでは非常に平和主義運動が強く、アメリカの平和を守るために、1939年から始まっている、

ヨーロッパへのナチスドイツの侵略には参戦すべきでないという意識が非常に強かったのです。

その間、ナチスはホロコーストで次々にユダヤ人を殺していました。アメリカは戦後、あの間、アメリカの平和を守るために参戦しなかったのが正しいことだったのか、そのことを痛切に反省しました。もちろんそれは正しいことだったと言う人もいます。しかし、2年前に参戦していたら、もっと早く第二次世界大戦が終わり、犠牲はもっと少なかったかもしれないわけで、そこは非常に議論があるところです。いずれにせよ、ワシントンのホロコースト記念博物館は、我々がホロコーストを見殺しにした、それは果たして正しい政策だったのか、そのようなコンセプトでできています。

私は、日本の憲法第9条は素晴らしい条文であり、平和憲法は戦後日本の誇るべきものだと思います。しかし、一方で、日本の国民の生命が守られれば良いという利己主義を抱えているという矛盾を皆さんには考えてほしいと思っています。

【質疑応答】

(質問1) ホブズの『リヴァイアサン』に関して、国家主権というと、政府の権力強化はいわゆる恐怖政治へとつながるような悪いイメージがありますが、どうとらえるべきでしょうか。

大沼 国家に主権を集中させることは、いわば国民を無権利状態にしてしまうということに近いわけで、それは恐怖政治、独裁政治につながるような国家絶対の恐れをもたらします。しかし、ホブズはあえて、内戦の悲惨さよりは、抑圧的な政府であっても平和を維持する政府のほうがよいという思いを定めました。その判断が正しいかどうか、これはなかなか難しい問題ですが、少なくとも彼はそれを意図していました。

さらに言うと、立憲主義が今大はやりですが、強大な国家で無権利状態になりかねない国民を守る憲法の基本的人権をしっかりと尊重しなければならない、

それが憲法の任務である、これが近代憲法です。国内平和を確立するために国家に主権を集中する、その結果、裸の状態にされてしまった個人を守るために、立憲主義によって基本的人権を憲法で保障しなければならない、これは近代国家にとって非常に重要な制度です。

(質問2) 憲法9条についての質問です。私が履修している科目の中で、憲法改正に対しての反対意見と賛成意見を分析しており、自分自身もどちらに賛成するのかということは今模索しているところです。博士ご自身の憲法改正に対するご意見をお聞かせいただければありがたいです。

(質問3) 憲法9条についての解釈を変えていく議論をする必要はあると思います。しかし、理念に基づいて解釈を変えてしまうと、今の日本の現状を見ると、何か怪しいことが出てきてしまうのではないということも感じます。この種の議論をするにあたって、どのようなことを注意しなければいけないでしょうか。

大沼 二つの質問は共通しているので、一度にお答えしたいと思います。

私は基本的には、憲法は一定の期間が来たら、それは時代の現実との乖離が生ずるのは当然だから、改正はするべきだという考えを持っています。今の憲法は、もう70年以上前につくられており、それが皆さんを拘束しています。私は25年を一世代として、各世代で国家の基本法である憲法を見直して、自分たちの現実の社会に適應しているかどうかをチェックして、適合していない部分があれば変える、変える必要がなければ変えないという、一世代ごとに憲法を見直す機会を持つべきだと思います。憲法改正を議論もしないというような態度はおかしいと思います。

もう一つ大事なことは、今の憲法9条を含む日本国憲法は、日本が第2次世界大戦で侵略国家になって、それへの反省で世界に対して日本は平和国家として出発するというこのマニフェストであることです。日本国憲法だから日本国民が変える権利、自由はありますが、周りの国々、日本の被害を受けた国々が注目している憲法ですから、そのような国際環境も十分に意識して、周りの

国の目を大事にしなければいけないと思います。あの戦争は間違いだったということをはっきり言う内閣の下で、そのような姿勢で憲法を改正するということは非常に大事であり、日本の信用を高める、国際的な地位を高めるという上で重要だと思います。

(平和講座 2017年12月8日 創価大学)